

第34回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 平成27年11月18日 14:00～16:05

場 所 市立保健福祉センター 4階健康指導室

出席委員 上田委員 大西委員 奥村委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員 後藤委員
笹川委員 辻岡委員 富田委員 仲井委員 中島委員 平田委員 松村委員
村井委員 森下委員 山中副委員長 山村委員（名簿順）

欠席委員 馬場委員 濱吉委員 横井委員（名簿順）

1 開会あいさつ（松岡保健福祉部部長）

本日はお忙しいなかご出席いただき感謝する。また、平素より本市の障害福祉行政の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げる。

本市では、平成20年3月に障害者支援の基本方向となる第2次障害者長期計画を、また、今年3月に第4期障害福祉計画を策定し、障害者施策を推進している。ご承知のとおり、障害者施策をめぐり、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法などが制定されたが、今年は平成25年度から施行された障害者総合支援法の3年後をめどとした見直しの年にあたり、障害福祉サービスのあり方や障害支援区分認定と支給決定のあり方、精神障害者や高齢の障害者への支援のあり方等が国で議論され、来年の通常国会に改正法案を提出する予定となっている。今期の委員の任期は今年8月から3年間で、この間に現行計画の進捗管理とともに、第3次障害者長期計画と第5期障害福祉計画の策定にあたっての議論をしていただくこととなる。大変お忙しいなかではあるが、活発にご議論いただき、障害者施策の推進とともに、計画の策定にお力添えを賜るようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

委員改選にともなう委嘱状の事前送付についての報告

2 委員紹介

事務局職員、手話通訳者の紹介

会議成立の報告

資料の確認

（事前配付資料のうち、資料①、資料③を差し替え）

障害者長期計画と障害福祉計画の関係、当委員会の役割等について説明

（資料⑤－1の7、委員会規則に基づき説明）

3 新委員長、新副委員長選出

（事務局一任の発言に基づき、北野委員を委員長、山中委員を副委員長とするよう事務局が提案し、承認）

4 新委員長、新副委員長あいさつ

（山中副委員長）

前回までは梶田先生が副委員長をされていたが、今回から私がさせていただきます。3年間一生懸命やりたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

（北野委員長）

何度も委員長をさせていただいているが、もう一度ぐらいはさせていただくのでよろしくお願ひしたい。本日も情勢を報告するよう求められたが、昨年から国の委員を辞めているため情

報が入りにくくなっている。また、総合支援法の施行3年後の見直しは私たちが提案したことが、検討されている内容は読んでいても気乗りがしないので、そろそろ潮時という気もする。しかし、任期の3年間は、国の情報をいろいろな人から集めようと思う。

総合支援法の見直しについては、社会保障審議会の障害者部会がまだ終わっておらず、最終的な報告が出された後に予算などの検討も行われるので、来年2月ぐらいにならないと明確な方向は出てこないと思うが、大きな変更はないと読んでいます。しかし、微細な変更はいろいろあると思うので、情報が入ればお話ししたい。

昨日、滋賀県、明石市、大阪市の委員会に出席したが、いずれも差別解消法に関する条例と協議会が大きな議題だった。滋賀県や大阪市は障害者福祉をリードしてきた自治体だが、条例の検討はすすんでいない。障害者運動が活発で、低いレベルのものはつくれないうが高すぎると運営が大変なので、他の動きを見ているという感じである。一方、明石市は市長が障害者差別解消条例の制定を宣言して当選し、非常に前向きに取り組んでおり、昨日示された条例のたたき台では、差別解消法に対して5つの上乘せ、横出しが考えられている。1つめは、合理的配慮を民間事業者にも義務づけるとともに、一般市民の施設反対運動の規制にも一定の法的根拠をもたせるという強い表現をしている。2つめは、民間事業者の合理的配慮について、法における努力義務を、法的義務に近づける。3つめは、その際、過剰な負担等について、一定の補助金を出す。4つめは不服申立のしくみであり、差別解消に向けた相談機関にトレーニングを積んだ職員を配置して、積極的な調整を行う。5つめは、積極的な調整をしても解決しない事案に対するあっせんを行う委員会を差別解消協議会の部会として設置し、あっせんを無視する悪質なケースは市長が公表する。12月議会で案が承認されればパブリックコメントを実施し、3月議会で制定して4月から施行されることになっているが、ここまでの内容を盛り込んでいる市町村は他になく、関西では面白いモデルなので、どのように動いていくかを検討し、取り組みの参考にしていければと思う。差別解消法では、民間への指導やサポートと、不服申立への対応は規定されておらず、自治体の役割として残されているので、寝屋川市でどうするかを前向きな方向で検討していただければと思うとお話した。

それでは、案件に入りたい。いろいろな資料が出されているが一括して説明してもらい、その後に委員の意見を求めたい。

5 案件審議

(1) 障害者長期計画、障害福祉計画進捗状況について

(2) 障害福祉計画（第4期計画）の平成28年度における重点事項の推進について

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・事前配付資料に対して、不明な点などを事前にご連絡いただければ回答させていただき旨をお伝えしていたが、連絡はなかった。
- ・資料①、②の障害福祉計画（第3期計画）の実績は、全体的に大きな変化はないが、放課後等デイサービスは大きく増加しており、サービス内容が利用者のニーズを満たしているものと思われる。また、計画相談支援は事業者数と実績の増加が見込まれる。
- ・資料⑤は、来年度からの第3次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けて現状と課題を整理し、28年度に重点的に取り組むべきと判断した事項をまとめたものである。なお、具体的な予算措置はこれからとなる。

(北野委員長)

時間の関係で資料すべての説明はできなかったのですが、わかりにくかった点や、質問、意見を一括で受けたい。

(大西委員)

資料④について補足説明をさせていただきたい。記号3B-③の生活困窮者自立支援に関連

して、社会福祉協議会のなかに、47の社会福祉法人が参加した地域貢献委員会を2月に設立した。雇用や食糧支援、入浴サービス等の実施に関するアンケート調査には96%の法人から回答を得ており、前向きな支援をすすめていきたいと考えている。

2 Bに関して、家族会や地域の方々の強い要望で、26年4月からあかつき・ひばり園の指定管理を当法人が受託しており、経過観察健診への理学療法士の派遣を延30人（実24人）に行うとともに、2人に通園による理学療法を実施している。また、あかつき・ひばり園の利用者数は129人で、保育所等訪問支援は公立保育所2か所（4回）、民間保育所4か所、民間幼稚園3か所、その他1か所で実施し、13人が幼稚園や保育所と併行通園している。巡回発達相談は市立幼稚園88人、保育所97人に実施している。

3 F-③について、本年3月に大谷の里を受託し開設した。現在までの契約者数は131人で、全員に職員が家庭訪問してその人にふさわしい対応をしており、10月末現在の利用者数は50人である。10月の利用回数は159回で、160回を超えないと経営は難しいと言われているが、利用者の方にはたいへん好評をいただいております、今後も充実に努めたい。

(朽見委員)

自立支援協議会の障害児部会を立ち上げ、障害児支援サービス事業者の連絡会も実施していると聞いているが、部会や連絡会ではどのような話をしているのか。

(事務局)

児童通所支援事業者連絡会を先に立ち上げ、放課後等デイサービス、児童発達支援事業、児童発達支援センターを実施している事業者で開催している。放課後等デイサービスは事業としての歴史が浅いため、利用者の数や年齢、取り組み内容などの情報交換や本市の療育システムについて研修などを、参加者の希望も聞きながらすすめている。

障害児部会は、障害児相談支援を実施している事業者と自立支援協議会事務局で、9月にワーキング会議を立ち上げた。本市では公的な機関で障害児関係機関協議会（五者協）を設置しており、障害児部会を通じて民間事業者との連携を図っていくことにしているが、ワーキング会議は、まず健診や療育のシステムの周知を図りながら、今後の事業のあり方の検討や資源の開発につないでいくようすすめている。

(朽見委員)

放課後等デイサービスが爆発的に増えているが、中身が把握しづらい。運営がずさんで体制も整っていないなかでの死亡事故が豊中市で起き、寝屋川市でも交通事故等の危険があるので、事業者に対して「この事業は療育だ」という位置づけをしっかりと行い、これまでの寝屋川市の取り組みをふまえて事業を実施するよう、現在の取り組みを推進してほしい。

(北野委員長)

大事な指摘であり、資料②を見ても放課後等デイサービスと就労継続支援（A型）の伸びが非常に大きいですが、これらは大きな問題を持っていると言われており、市としての対応を議論していかなければならないと思う。豊中市でも放課後等デイサービスの事業者への研修を行うなどいろいろ取り組まれている。私たちは障害のある子どもを部屋に閉じ込めてほしいとは思っておらず、いろいろな活動に参加してほしいが、療育や教育とはいえないレベルの事業所もある。4月に国が示したガイドラインには、学校の教育支援計画と個別支援計画を突きあわせてレベルアップしていくことも書かれているが、障害児部会等でも協議しながら市が指導していないと、今のままではとんでもない状況になることを心配しており、よろしくお願ひしたい。

(朽見委員)

サービス利用者全員に計画相談支援を実施しないといけなくなったが実施体制が追いつかないため、寝屋川市でもセルフプランを認めているが、子どもが成人した後の生活は、親ではなく本人がしっかり意思表示できるよう、事業所によるサービス等利用計画の作成を推進してほしい。豊中市の事故は計画を2年も作成しないまま起きたと聞いており、どのような支援を行うのかを計画できちんと決めないと、ずさんなことをされて命が守れないと思う。成人でも、

本人がどのような思いがあるのかを、第三者を交えて議論していくのがいちばん良いと思う。事業所が少ないなかで難しい問題だが、事業所による作成を推進し、市がチェックできる方法をつくるよう努力してほしい。

(北野委員長)

豊中市は計画相談支援の件数は多いが、半分以上がセルフプランで、チェックがかかっているようで、かかっていない。放課後等デイサービスでも個別支援計画は立てるが、複数の事業所を利用する場合はそれぞれが勝手に支援することになり、整合性がなく、学校の教育支援計画とも無関係になる。サービス等利用計画のなかで本人のニーズを明らかにし、学校や各事業者でどのような支援を行うかの全体像が見えないと、本人の支援にも家族の支援にもならない。セルフプランは名前は美しいが、結局は家族が作成するため本人の発達上のニーズと家族の希望の調整が難しいので、きちんと議論できるように展開される方がよいと、私も思う。

(岸谷委員)

資料④の3Gの家族のレスパイト支援について、短期入所施設の開所は私たちのいちばんの希望であり、頑張ってもらっていることは重々理解しているが、登録者数が131人いるなかで利用者が50人なのは、送迎の確保がいちばん重要だということである。贅沢だという人もいるが、高齢の親が短期入所施設まで送っていくのは困難な状態になってきており、事業者の方で確保できるよう努力してほしいと、団体としてもお願いしている。せっかくつくってもらったので利用度が高くなるよう、利用者の立場に立って考えてほしい。親亡き後のことを考えても送迎はとても大事である。地域生活支援拠点も親の意見をどんどん吸い上げてより良いものをつくっていくことが、私たちの願いである。

(北野委員長)

短期入所施設がやっとなし、利用状況の分析が必要だと思う。緊急事態にあっても送迎のために利用できない事例が多ければ、どうするかを検討してほしい。

(山村委員)

資料④の3Eについて、認定調査員はどのような立場やスキルの人で、何人いるのか。また、認定調査のチェックはどのように行っているのか。市のガイドラインを作成して支給決定を行っていると思われるが、以前の障害程度区分が障害支援区分に代わって生活の奥深いところまで調べるようになってきているので、障害者の生活や人生の方向を変える可能性をもった大事な事項だと思うが、どのようにしようとしているのか。

2Lの検討課題に、重度の人の進路の確保があげられている。すばる・北斗福祉作業所を利用する非常に重い障害をもつ人は、最近、1人が民間の事業所に移り、現在は3人だが、今後も継続して支援するのか。あるいは、他に市の施策として考えていることがあるのか。

資料⑤に第3次障害者長期計画の検討があげられているが、長期計画・福祉計画は年ごとに幅も厚みも増し、いろいろな機関にまたがる部分が多岐にわたっている。組織や機関が関わる相関関係図をつくってもらえると各々の役割も明瞭に見えて、当委員会などで議論するうえでも便利なツールになるのではないかと思うので、事務局で検討してもらえないか。

(事務局)

認定調査員は市職員とアルバイトの計13人で、定期的に大阪府の研修に参加したり、最新情報を入手して情報共有などを行っている。支援区分は介護給付費等審査会の2合議体で、認定調査の結果と医師の意見書をもとに決定されるが、調査の不備で差し戻されたり、審査会の意見はその日のうちに調査員に配付してチェックを行っている。支給決定ガイドラインは順次改訂作業をすすめており、次回の改訂ではサービス等利用計画を反映したいと考えている。

すばる・北斗福祉作業所は、新卒者を全員受け入れるという役割をもつ通過施設と位置づけており、一定の年限を設けて他の施設に移ることを原則としているが、重度で特別な配慮が必要な人を受け入れる役割もあり、状況をしっかり確認しあって審議し、継続するかどうかを判断している。判断の基準は、支援を通じて身についた力や支援方法の気づきなどを他の事業所

に伝えることで受け入れが可能かどうかであり、一人ひとりの状況を確認しながら進路を決定するというスタイルは、継続すべきだと考えている。

(山村委員)

現在、すばる・北斗福祉作業所を利用している重度の3人は、市内の事業所で受け入れることができない状況であり、現実の問題としてやむを得ず継続して利用しているが、本来は市が、単独で無理なら協力してもらえるところを見つけて、別の方策について前向きに協議していく場づくりも考えなければならないのではないかと考えて質問した。

(大西委員)

すばる・北斗福祉作業所から民間の事業所に移った人がパニックを起こしていると聞き、私も辛い思いをしている。市立の施設なので、事業者としてはしんどくても、だれも在宅にさせないという視点から重度の人を受け入れなければならないという立場でいるので、ご理解をいただきたい。

(山村委員)

在宅にしてはならないということは、岸谷委員がずっと言い続けられてきたことである。

(岸谷委員)

すばる・北斗福祉作業所には本当に感謝しているが、現実を冷静に見ると、これでいいのかと思う部分もある。一人で判断でき、社会参加ができている子どもはまだよいが、医療を必要とする子どもがまだたくさんいる。そうした子どもを年限で放り出すのではなく、すばる・北斗福祉作業所のあり方のなかに入れてもらえると、もっと違う施設づくりができるのではないかと願いをずっと持っている。現在の状況では無理だということは承知しているが、福祉施設協議会に団体やさまざまな立場の人が参加し、いろいろな意見を出してディスカッションするなかで、医療的ケアが必要な子どもの支援のあり方を考えられればよいと思っている。事業者として本当に一生懸命していただいていることにはいつも感謝しているが、まだ解決できていない問題もあるので、今後も検討が必要だと思う。

(大西委員)

大上段で医療的なケアと言われると、看護師1名の体制では受け入れられないと言わざるを得ないが、個々の人の状況に応じた対応をしたいと考えているので、利用者の実情や生活状況から判断して検討してはどうかと思っている。

(岸谷委員)

大西委員が言われることは理解しているが、すばる・北斗福祉作業所の日中活動が利用できれば、大谷の里も利用できるはずである。医療的ケアが必要な子どもがショートステイを利用できない状況は大きな問題であり、府は病院に行けと指導しているが、みなさんと同じように利用したいと思う仲間もたくさんいるということをおまえて考えてほしい。

(北野委員長)

どの市町村でも、医療的なケアが必要な人や強度行動障害で家庭での支援が困難な人の支援は受け入れる機関は少なく、支援機関も家族も大変な状況になっている。熱心なところが個別に対応しているのが現実で、システムティックに動いているところはなかなかないが、それでは持ちこたえられなくなっており、これからの日本の障害者福祉の大きな課題である。

(朽見委員)

当委員会の議論のなかで、特定の個人を限定するような意見は避けるべきではないかと思うので、気をつけていただくようお願いしたい。

(後藤委員)

資料④の2Fの①に「地域移行制度に関する精神科病院での職員研修を保健所が実施しました」と記載されているが、保健所単独で実施したものではない。寝屋川市は自立支援協議会の精神障害者部会サブワーキングがかなり充実しており、いろいろな機関や精神科病院が熱心に参加して検討しており、そのなかで研修会を行った。精神障害者の地域移行は、移行が難しい

人が残っているなかで数がどんどん上がる状況ではないが、検討のしくみはずいぶんすすんでいることをお伝えしたい。

さきほど議論された医療的ケアが必要な人の支援については、資料⑤の「3. 自立支援協議会の推進」の項に難病・医療的ケア支援検討会のことが触れられている。重度の人の在宅生活は難しいが、いろいろなケアをうまく組みあわせて生活している人の応援も大事な課題であり、保健所でも難病や小児慢性特定疾患の人などを応援させていただきながら、市といっしょにやっていくよう検討を始めたところである。保健所では地域保健課だけでなく所内全体で話をしているが、高齢分野で在宅医療・介護連携の推進に取り組まれており、市でも高齢介護室との連携が必要になってくると思うが、どのように考えているか。

(事務局)

指摘された研修は、自立支援協議会のサブワーキングのなかで、ピアサポーターによる病院訪問を病院の人に理解してもらい取り組みとしての継続した検討と研修であり、資料の記述を訂正する。難病・医療的ケア支援検討会は、委員にご報告いただいたように保健所と連携してすすめてきたいと思っている。高齢介護室との連携は、障害者の高齢化にともなう65歳を超えた人への支援について検討・調整しながら対応しているが、医療的ケアが必要な重症心身障害の人の通所・在宅の支援は高齢分野の地域包括ケアと重なる部分があるので、問題意識をもって検討していきたいと思っている。

(北野委員長)

地域包括ケアシステムが本当に機能しはじめると、在宅での医療の問題が出てくる。それを65歳未満の障害者がうまく活用できれば非常に良いが、しくみを間違えるとややこしい話になってしまうので、うまく使えるしくみにすることが大事だと思っている。

(平田委員)

初めて参加し、それほど詳しいことも知らないが、教育のなかでは人権が大きな柱であり、寝屋川市でも子どもの人権は一丁目一番地なので、どの学校でも障害児教育はしっかり位置づけて行われていると思うが、私のような一般人が障害をもつ人とどのように接すればよいかと考えると、障害児との関わり方や対応のしかたを学校教育のなかでしっかり教えていかなければならないと思う。当委員会には学校の先生（小中学校の校長会など）が入っていないが、学校でどのように考えて取り組んでいるのかを知りたい。私が見る限り、身体障害児との交流は、車いすを押すなど地域でもよく行われている。しかし、精神の障害ある人とのつきあい方はわからず、学校ではどういう定義で教育しているのか、精神障害児のことをどのように説明しているのかと感じたので、事務局に教育委員会の人がいれば、学校で障害児との交流教育としてどのような取り組みをしているのかを教えてください。

(北野委員長)

当委員会の委員に学校や教育委員会が入っていないというのは大事な疑問で、通常は入っていることが多いが、寝屋川市では事務局として入っているということか。なお、子どもの場合は「精神の障害」ではなく、知的な障害、発達の障害という概念を使っている。また、今は世界的に「交流」ではなく、学校に障害をもつ子どもがいてふつうに接する統合教育が基本であり、統合されていない支援学校などがある場合はやむを得ず交流するというのが、文部科学省の戦略だということも理解してもらえればと思う。

(平田委員)

一般からの委員は、どのように言えばよいかもわからないので、よろしくお願ひしたい。

(北野委員長)

いっしょに勉強していきたい。公募委員には最初に説明などをしないと議論が難しい部分もあるので、市もていねいに対応してもらえればと思う。

(事務局)

大阪府も寝屋川市も、ともに学び、ともに育つということを方向性として考えている。大阪

府では、支援することは特別ではないということで「特別支援教育」ではなく「支援教育」として、学校全体でどの子にも必要な支援をしていくと位置づけている。目に見えない障害がある子どもへの関わりについては、だれにも苦手なことも得意なこともあり、一人ひとりが違うという人権教育も絡めて、支援教育をすすめている。肢体、視覚、聴覚などの障害についても系統立てて各学年で学ぶよう、学校のなかでカリキュラムとして位置づけている。

(朽見委員)

本日配付した「防災合同研修会報告」について説明させていただきたい。資料④の1Hに「当事者団体が避難所体験研修を実施」と記載されているが、社協のボランティア部長会議と寝屋川市障害者団体協議会との合同研修会を10月に実施した。防災についての体験学習や障害のある人が被災したときに困ったことなどを学習した後に、避難所体験とコミュニティセンターエリアごとのグループワークを行い、まず自分の避難所を確認し、災害時にいちばん困ることを話した。身近な地域ごとに話をしたので盛り上がり、地域には障害のある人がいること、また、ボランティアで障害者や高齢者に関わる人もいることがお互いにわかり、意見交流ができたことは非常に有意義だったと思う。報告には感想も載せており、コミュニティセンターエリアごとに特徴のある意見も出ているので、ぜひご覧になっていただきたい。また、防災について、関係団体で連携を取りながらすすめていきたいと思っている。

(北野委員長)

閉会の時間が来てしまったが、どうしても言うておかなければならないことはないか。

(奥村委員)

当委員会は年に何回開催するのか。

(事務局)

本年度は今回だけだが、来年度と再来年度は計画を策定するので、年に3～4回ぐらいは開催する予定である。

(北野委員長)

それでは、最後に副委員長にまとめをお願いする。

6 閉会あいさつ (山中副委員長)

本日は雨のなか出席していただき感謝する。私も初めて出席したが、各委員から貴重なご意見や熱心な討議を賜り感謝している。寝屋川市の障害者支援の今までの実績と現状を正しく理解し、この場で検討して、さらなる支援に向けた活動を私とともにやっていきたいと思うので、よろしく願います。本年度は今回で終わりということだが、各々の部署において活動等をしていただき、支援をますますすすめていきたいので、よろしく願いたいと思う。それでは、これで閉会する。

(事務局)

事前配付した請求書をまだ提出されていない方は、提出をお願いする。

以上をもって推進委員会を終了する。

(閉会)